

## No. 2 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の決定等に関する案件概要

### 議第 1352 号 横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の決定

名称		旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業		
面積		約 248.5 ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	備 考
		幹線街路	3・4・3号 環状4号線	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
			3・3・9号 国道16号線	
	各街区の土地利用を考慮して、幹線街路等を適宜配置する。また、交通広場を合わせて配置する。			
	公園及び 緑 地	公園は、宅地に整備する面積と合わせて、施行区域の面積の3%以上となるように配置する。		
	その他の 公共施設	土地利用を考慮して、必要な調整池等を配置する。		
宅地の整備		「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「公益的施設用地」、「交通施設用地」を適宜配置する。 公益的施設用地内に広域的な公園等を整備する。		

(内容)

本地区は、平成 27 年 6 月に返還された米軍施設の跡地です。

現在は、大部分が市街化調整区域に指定されています。土地所有者別に国有地が約 45%、市有地  
が約 10%、民有地が約 45%を占めており、約 250 名の地権者がいます。長年、米軍施設として使  
用されてきたことから、土地利用が制限されてきました。

本地区の土地利用を具体化するため、令和 2 年 3 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を  
策定し、「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち  
～」をまちづくりのテーマとし、豊かな自然環境をいかした、郊外部の活性化を目指し土地利用を  
進めることとしています。

本地区において、国有地、民有地等の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地活用を行  
う土地をそれぞれ集約し、農業基盤と都市基盤施設の整備が一体となった計画的な開発を推進し  
「新たな賑わい・交流を育む市街地」の形成を図るため、土地区画整理事業を都市計画決定します。

都市計画対象事業の名称	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
都市計画対象事業の種類	土地区画整理事業
都市計画決定権者	横浜市
事業者	横浜市

環境影響評価項目一覧表 (その1)

(◎○：環境影響評価を行った項目)

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			
				雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素 <sup>※2</sup>			◎	◎			◎	
			浮遊粒子状物質 <sup>※2</sup>			◎	◎			◎	
			粉じん等			○	○				
		騒音	騒音			○	○			◎	
		振動	振動			○	○			◎	
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)	水の濁り		○						
			水の汚れ <sup>※2</sup>		◎						
		底質 <sup>※1</sup>	公共用水域の底質			◎					
		地下水 <sup>※1</sup>	地下水の水質						◎		
		その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量 <sup>※2</sup>			◎				◎	
河川の形態、流量 <sup>※2</sup>								◎			
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						×			
	地盤 <sup>※1</sup>	地盤の安定性(土地の安定性)						◎			
	土壌 <sup>※1</sup>	土壌汚染			◎						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物(水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地			◎			○			
		重要な種及び群落			◎			○			
	生態系	地域を特徴づける生態系			◎			○			

注：1. ○：参考項目の中から選定した項目  
 ◎：参考項目ではないが選定した項目(市条例指針に基づく項目を含む)  
 ×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

2. 網掛けは、参考項目

※1：参考項目にはないが、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(以下、「基本的事項」といいます。)の別表に掲載されている項目

※2：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

影響要因の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在（土地の改変）	構造物の存在	関係車両の走行
環境要素の区分									
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				◎	○	○	◎
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○					
	温室効果ガス <sup>※1</sup>	温室効果ガス			◎	◎			◎
その他の項目	地域社会 <sup>※2</sup>	交通混雑				◎			◎
		歩行者の安全				◎			◎
	文化財等 <sup>※2</sup>	文化財等		◎					

注：1. ○：参考項目の中から選定した項目  
 ◎：参考項目ではないが選定した項目（市条例指針に基づく項目を含む。）  
 ×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

2. 網掛けは、参考項目

※1：参考項目にはないが、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（以下、「基本的事項」といいます。）の別表に掲載されている項目

※2：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

（内容）

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業について、環境影響評価法第40条第2項に読み替えて適用される同法第25条第3項に基づき、都市計画に反映される環境影響評価の最終的な結果を記載した環境影響評価書を都市計画案とともに付議します。